

教職員の働き方改革プラン2020

国の動向	○給特法を改正し「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げ。(R2.1.17告示、R2.4.1～適用)
県の対応	→条例・規則において、時間外在校等時間の上限を「原則1月45時間・1年360時間」と規定。
現状	○県立学校において長時間勤務を行っている教職員の割合 ※最繁忙月(5月) H30→R1 【月80時間超】 25%→13% 【月45時間超】 60%→41%

基本目標

「時間外在校等時間が月45時間・年360時間を超える教職員ゼロ」を目指す

(◎:新規取組)

1 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進

勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進

- ◎退勤時刻(19時)の統一と退勤時刻を超えて勤務する場合の勤務内容の申告の徹底
- ◎上限時間を超えた場合の事後検証の実施
- ◎勤務時間制度の活用(手続き改善、システム改修)
- ◎10分早帰り運動の実施

業務内容の不断の見直し

- ◎夜間早朝の開錠・施錠業務(管理当番)の見直し
- 学校に課している業務(計画・調査等)の見直し
- ICTによる教科指導の効率化(教材の共有化)

部活動指導に係る負担軽減

- ◎学校規模に合わせた部活動数の適正化
- ◎部活動の地域への移行に向けたモデル事業の実施
- 部活動ガイドラインの遵守徹底
- 部活動指導員の配置拡大(15人→64人)

学校を支える体制の整備

- 外部人材の積極活用(業務アシスタント等の配置拡充)
- 学校運営協議会を活用した地域との連携の推進(21校→36校)

2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

ハラスメント等の速やかな察知と解決

- ◎相談窓口の充実(県内5圏域での臨床心理士の相談の実施)

3 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力向上と組織体制の確立

管理職等のマネジメント力の向上

- 学校における労務管理や危機管理等に関する研修の実施

4 市町村教育委員会の取組の働きかけ

令和2年度の重点項目

- ◎上限方針に基づく業務量の適切な管理
 - ・休日も含めた客観的手段による勤務時間の把握
 - ・退勤時刻(19時以前)の設定と退勤時刻を超えて勤務する場合の勤務内容の申告の徹底、上限時間を超えた場合の事後検証の実施
 - ・長時間勤務者に対する心身の健康状態の確認
- 部活動における適切な休養日(週2日以上)及び活動時間の設定

市町村教育委員会の取組の促進・支援

- ◎小学校専科指導教員の配置
- ◎学校規模に合わせた部活動数の適正化
- ◎教育実習校・研修校における研修内容・方法等の見直し実施
- ◎学校向け調査等の見直し
- ◎ハラスメント相談員向け研修の実施
- 部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置支援